

農業資材審議会農薬分科会

農薬使用者安全評価部会

(第11回) 議事 (2)

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会

(第11回) (非公開)

令和5年9月7日(木)

14:30～14:45

農林水産省消費・安全局第4会議室

(WEB会議形式による開催)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(2) その他

3 閉 会

○櫻井部会長 それでは、2時半になりましたので、皆さん、ビデオをオンにさせていただきますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事（2）その他といたしまして、令和4年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集の結果について（案）の審議に入ります。

前回審議いただいた酸化亜鉛とジクロロメゾチアズについて意見・情報の募集を行いまして、届きました御意見に対する考え方案を事務局に作っていただきましたので、それに関する審議ということになります。

それでは、資料7、事務局から説明をお願いします。

○大竹係長 資料7の方を御準備いただければと思います。

前回の農薬使用者安全評価部会の方で御審議いただいて、御決定いただいた酸化亜鉛とジクロロメゾチアズにつきまして、パブリックコメントを実施しまして、届きました御意見に対する回答の御相談といった内容でございます。

資料に記載のように、8月1日～8月30日の間、30日間のパブリックコメントを実施しまして、頂いた御意見は3件でございました。

具体的な内容につきましては、1枚おめくりいただいて、別紙に記載しています。

まず、1つ目の御意見ですけれども、こちらは形式改正をするのかといった趣旨の御意見でございます。

こちらに関しましては、事務局の方で確認がうまくできておりませんで、こうなってしまったというところがあるのですけれども、御意見に対する考え方といたしましては、形式改正をする趣旨はないということをお答えしつつ、告示のときには、正しい形とさせていただくといった内容を考えているところでございます。

2つ目の御意見は、諸外国と比較をしながら、我が国の基準を厳しくしてくださいといった旨の御意見でございます。

3つ目の御意見も、諸外国との比較をしながらにはなりますけれども、ジクロロメゾチアズの方についても特に、御意見を頂いているといったところでございます。

また、申請者が提出した非公開、非公表の資料というところで信頼性のことについても御意見を頂いているといった内容となっております。

2つ目と3つ目、両方、諸外国との比較といったところがありますので、併せて御意見に対する考え方案を整理したところでございます。

具体的な内容といましては、まず、各国の安全な食品の安定的な供給をするためには、その国に合った農薬が申請されて、評価を受けて登録されている旨を御説明しつつ、病虫害の発生状況は国によって異なるので、単純に異なる国の間で状況を比較するのは適切ではないといった旨のことを考え方としてお示ししたいと考えているところでございます。

2段落目なのですが、事前にお送りしていたものから追記しているところがございまして、具体的な理由といましては、3つ目の御意見のところに、農薬使用者への影響評価を踏まえて残留基準が定められていくといったような表現があります。農薬使用者の評価と食品を介した消費者の影響評価との混同があるのかなというところがありましたので、丁寧な説明を考えてございまして、農薬の登録の制度について言及しているというところでございます。

毒性とか作物への残留性、環境への影響といった、こういった複数の観点で審査を行いまして、全ての観点で評価をクリアしたものだけが登録されるといった仕組みになっていると、こういったことがありますので、登録された内容で使えば、安全性等には問題がないといった旨をお示ししたいと考えているところでございます。

その次の段落からは、安全性の評価についてのことを御説明していきたいと考えているところでございまして、まず、一般的な安全性の評価のところから説明していきまして、全ての毒性試験を評価しているということ、それに、さらに100の安全係数を使いながら、許容量を設定していく旨を説明しているところでございます。

加えて、具体的な内容も記載してございます。考え方の「その際には」というところになりますけれども、こちら、頂いた御意見に「個々の細胞とか酵素への影響は無視できるものではないといった」旨の記載もありましたので、毒性試験の中では病理組織学的検査とか臨床生化学的な検査などを行って、そういった細胞への影響とか酵素活性など、そういったものも検査しながら、それらも踏まえた上で毒性影響が出ないといったところで安定性を評価していますという旨を御説明しているところでございます。

さらに、ジクロロメゾチアズの安全性の評価についても記載をしていってございまして、AOELを超えないといったところ、リスク評価のところまで我々はやっておりまして、申請された内容で使っていただく限りにおいては安全ですといった旨も説明をしているところでございます。

最後、考え方の「なお」以降のところなのですが、頂いた御意見のところで、ジクロロメゾチアズの神経伝達を阻害とか、そういった作用機作の記載もありましたので、それに対して、毒性試験の中には急性神経毒性試験、90日間の反復の神経毒性試験も今回提出されてございますので、それらの試験の結果も評価して、全てにおいて影響が出ない用量でAOELを設定しているという旨を記載してございます。

最後の2つのパラグラフなのですが、これは御意見の中に、申請者が提出して、非公表の資料で信頼性

に乏しいというところがありましたので、その信頼性のところを、G L Pの制度とか、そういったものを御説明しながら、また、非公表というところなのですけれども、審議会で資料等の取扱いを決めながら、各種の資料を厳格に管理しているといった旨も御説明している内容としてございます。

事務局からの御説明は、以上でございます。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の作成していただいた案に関して、御意見、コメント等はございますでしょうか。

上島先生ですか、お願いします。

○上島委員 上島でございます。

今回、赤字で付け加えていただいた部分について、大変丁寧な追記かなというふうに思いました。

それで、この質問者というか、この3番目のコメントを出された方の「次回は残留基準値が定められていく」というような、農薬登録のステップの部分については、その手続について正しい理解を促進したいという意図も含めての「考え方」の追記かなと思うのですけれども。

この質問をされた方、それからほかの、今回はコメントを出されなかった世の中の方が、農薬の登録へのステップ、過程について、1つの委員会が全てをやっているように誤解されている部分が、ひょっとしてないだろうかと思うわけなのです。

実際はそれぞれの専門性に基づいて、異なった委員会、部会でそれぞれ審議が行われて、最終的にそれを全部統合した形で農水省として農薬登録をしているわけなので、何か、そのところのニュアンスが、もう少しはっきり記されてもいいのではないかなというふうに思いました。

したがって、ここの赤字のところの「様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行い、問題がないと判断した」と、この辺りに何かそういうことが分かるような文言を入れられると、より分かりやすくなるかなと感じた次第です。

以上です。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、コメントされた方が審査のステップ全体についてお分かりではないのではないかと感じます。

様々な専門委員会等で検討してそれらが同時進行であって、それらの結果が統合されて初めて登録が判断されるみたいな説明があると、わかりやすくなるかなとは思いますが、どうですかね。

○楠川農薬対策室長 そうですね。この「安全性の評価を行い」の前に評価を行っている主体、例えば食安委であるとか、関係省の審議会であるとかも含めて書くということによろしいでしょうか。

○櫻井部会長 そうですね。そういう専門家が集まって、審議しているのだということをもう少し書き足し

てもらおうというような形で考えていただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、その部分だけを修正をしていただいて、文言は、最終的には私の方で確認させていただきま
すので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今のところの修正を行って、農薬分科会の方に報告したいと思います。

それでは、この議事（２）の方の審議は以上といたしたいと思います。

（１）と併せて、本日の部会の議事は以上となります。

その他、通して、何かコメントとかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の方に議事進行をお返しします。

○楠川農薬対策室長 本日は熱心に御審議を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

御議論いただいた内容については、一部修正が必要なものは部会長の方に御確認を頂いた上で、部会の了
承事項あるいは決定事項として、様式を整えた上で分科会にて御報告いただくこととしたいと思います。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成の後、委員の皆様に御確認いただきまして、
公開とさせていただきます。

また、次回の農薬使用者安全評価部会につきましては、現在準備させていただいているところでございま
す。準備ができましたら、委員の皆様には、後日連絡させていただきます。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会を閉会いたします。どうも
ありがとうございました。

14時45分 閉会